

学校いじめ防止基本方針

豊明市立豊明小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も、被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないよう努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。

(1) 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

(2) 保護者との連携

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況を発信する。

(3) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、確かな事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合う学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図る。
- エ 外部機関と連携して情報モラル教育を推進し、児童がインターネットやSNS等の正しい利用とマナーについての理解を深めるよう指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 生活アンケートや教育相談を定期的実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切に対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

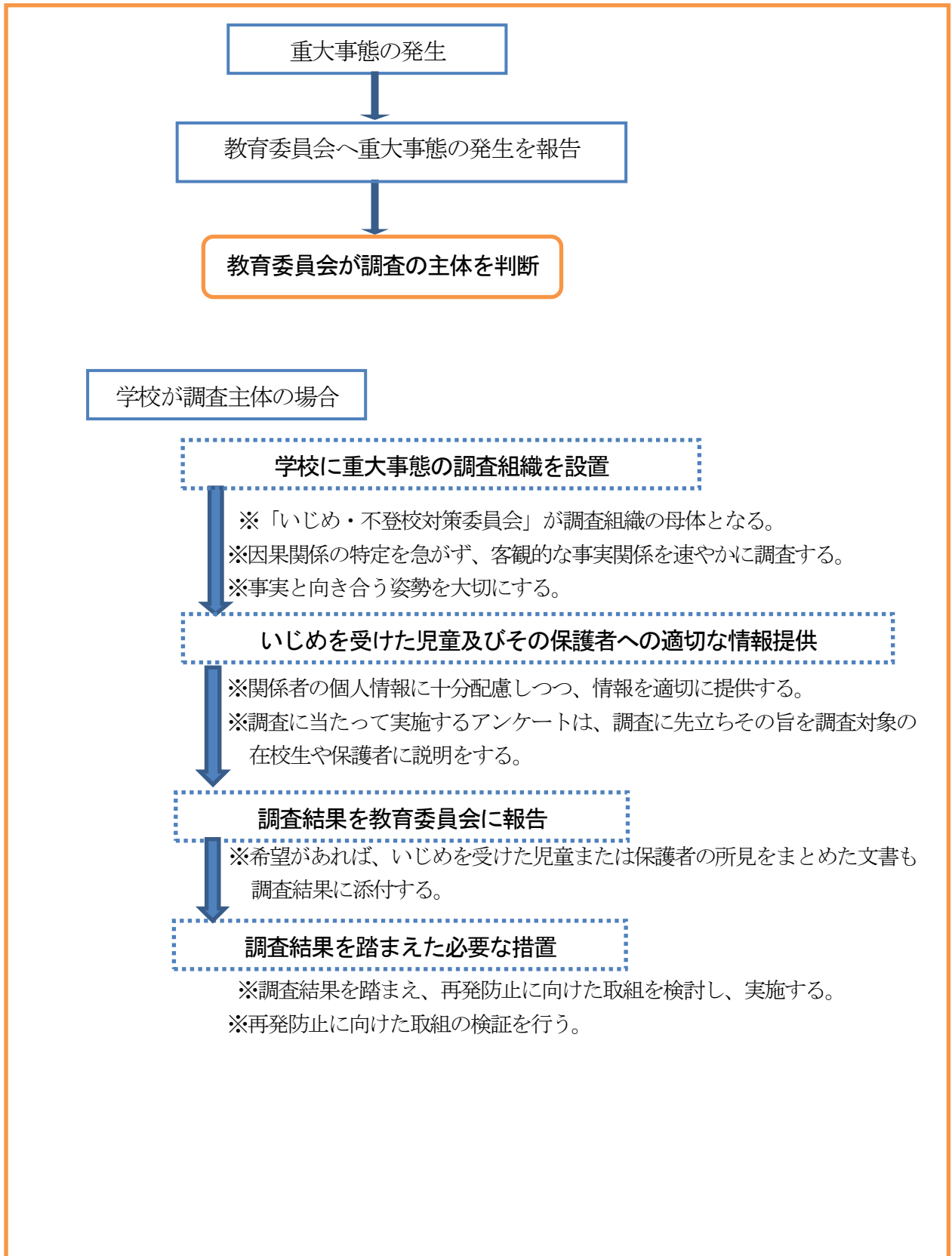
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 学期ごとに、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行い、その後の指導に生かす。

6 その他

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初に保護者へ周知するとともに、ホームページに掲載する。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<参考資料 取組の年間計画例>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↑	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSCについて児童・保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長）	○いじめ相談窓口について児童・保護者への周知 ○身体測定	○「学校いじめ基本方針」の周知 ○授業参観
5月			○運動会		○引き取り訓練
6月			○なかよし清掃（異年齢集団活動） ○なかよし遊び（異年齢集団活動） ○生活安全教室（4～6年） ○学校保健委員会	○「生活アンケート」の実施 ○教育相談週間 ○いのちの授業	○学校運営協議会
7月			○いじめ・不登校対策委員会 ○なかよし遊び ○福祉実践教室（5年）		○個人懇談会
8月			○中間評価→検証		
9月			○なかよし遊び	○身体測定 ○いのちの授業	○授業参観
10月				○「生活アンケート」の実施 ○教育相談週間	
11月			○いじめ不登校対策委員会 ○なかよし清掃 ○なかよし遊び	○「生活アンケート」の実施 ○教育相談週間	○学校運営協議会
12月			○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○保健指導（命の大切さ） ○なかよし遊び ○長縄大会		○個人懇談会
1月			○自己評価	○なかよし遊び ○身体測定 ○「生活アンケート」の実施 ○いのちの授業	○授業参観
2月			○いじめ不登校対策委員会 ○なかよし清掃 ○なかよし遊び ○学校保健委員会	○教育相談週間 ○いのちの授業	○入学説明会 ○学校運営協議会
3月			○6年生を送る会		
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○現職教育（協同の学び）	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○SSWの巡回	○あいさつ運動

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。